

# 【草津市】猫と私達の暮らしのてびき

🐾 ～猫と共に暮らすためのルール～ 🐾

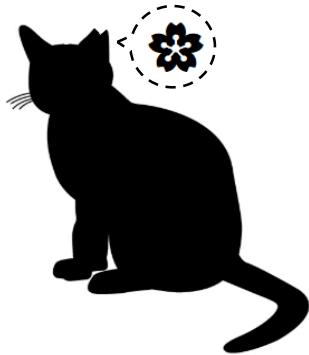
令和6年5月  
草津市

# 【草津市】猫と私達の暮らしのてびき

## ～猫と共に暮らすためのルール～

ねこ【猫】 広くはネコ目猫科の哺乳類のうち小型のものの総称。体はしなやかで、鞘に引き込むことのできる爪、ざらざらした舌、鋭い感覚のひげ、足裏の肉球などが特徴。（略）

－ 広辞苑 －



さくらねこ【さくら猫】

飼い主のいない猫を減らすため、地域の理解と協力のもと管理を行う「地域猫活動」の一環で、不妊去勢手術を施された目印として、桜の花びらのように耳先をカットした野良猫の通称。

## はじめに

猫は昔からペットやネズミ捕りの名人として大事にされ、私達人間と暮らしを共にしてきました。しかし猫が身近にいる地域において「庭にふん尿をされる」「放置された餌が不衛生」「繁殖期の鳴き声がうるさい」「車や家に爪の跡をつけられた」など、猫に関するお困りの声が市役所に多く寄せられます。なかには「野良猫問題が原因で隣人とトラブルになった」など、地域生活に支障が生じる事態にまで発展するケースもあります。このように猫にお困りの方と、猫を大事にしたい方、そして猫にとって住みよい暮らしづくりの参考にさせていただきたく、本てびきを作成しました。

※滋賀県が取り組む動物愛護及び管理に関する計画についてより詳細をお求めの際は「滋賀県動物愛護管理推進計画（滋賀県HP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/eiseiaigo/300421.html>に掲載）」を、猫との共生についてより詳細をお求めの際は「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン（滋賀県HP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/sonota/102969.html>に掲載）」を御参照ください。

## 猫のお世話をしている方へ

### ◎猫を飼っている方へ

- ・ 最期まで責任をもって飼いましょう。
- ・ 不慮の事故や感染症防止のため屋内で飼育しましょう。
- ・ 近隣に迷惑（におい、鳴き声等）が及ばないようにしましょう。
- ・ 首輪等で身元表示をしましょう。
- ・ 多頭飼育崩壊に繋がらぬよう、適正な範囲の数で飼育を行いましょう。 ※1
- ・ 望まない繁殖を防ぐため、不妊去勢手術を行いましょう。 ※2

### ◎飼い主のいない猫（野良猫）に餌をあげている方へ

- ・ 餌やりは時間や場所を限定しましょう。
- ・ 近隣の理解を得て、責任をもって世話をしましょう。
- ・ 近隣の生活環境に配慮しましょう。
- ・ 望まない繁殖を防ぐため、不妊去勢手術を行いましょう。 ※3

※1 多頭飼育崩壊対策についてより詳細をお求めの際は、滋賀県「多頭飼育問題への対応」や「滋賀県多頭飼育対策マニュアル」を御参照ください。（いずれも滋賀県HP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/inunekosougou/soudan/327155.html>に掲載）

※2 ※3 草津市では、公益財団法人どうぶつ基金が手術費用等を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、多頭飼育者救済および野良猫の適正な飼育管理を目的とした不妊去勢手術を支援しています。⇒5ページ「さくらねこ無料不妊手術事業」を御参照ください。

## 猫にお困りの方へ

猫を排除するだけでなく、命ある生き物として尊重し、猫と人が共生できる地域環境を形成するため、地域猫活動への御理解・御協力をお願いします。

⇒3ページ「地域猫活動について」を御覧ください。

- ・みだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければなりません。（動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）第2条1）
- ・所有者または占有者は、**人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように**努めなければなりません。（動物愛護法第7条1）
- ・飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り**その命を終えるまで適切に飼養すること**に努めなければなりません。（動物愛護法第7条4）
- ・飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれていると認められる際は、**五十万円以下の罰金**に処せられる場合があります。（動物愛護法第25条3～4、46条2）
- ・みだりに繁殖して適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その**繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置**を講じなければなりません。（動物愛護法第37条）
- ・**愛護動物に指定**されているため、**不妊去勢手術目的以外での捕獲はできません**。みだりに殺し、又は傷つけた者は、**五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金**に処せられる場合があります。（動物愛護法第44条1、44条4、46条の2）

## 🐾 野良猫の保護について 🩺

市や県で引き取ってもらえないの？

野良猫か飼い猫かの判断が難しいことや、安易な引き取りによる殺処分増加防止のため、積極的な保護は行われていませんが、**負傷した猫や、生後まもなく自活できない子猫**については、**滋賀県動物保護管理センター**にて収容されます。なお、草津市で猫の保護は行っていませんが、不妊去勢手術を目的とした捕獲機の貸出をしています。

※捕獲機の貸出についてより詳細をお求めの際は「飼い主のいない猫（野良猫）用捕獲器の貸出し（草津市HP：<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kankyo/petdobutsu/seikatsu12020.html>に掲載）」を御参照ください。

## 🐾 猫の習性と被害 ⚡

何でこんなことをするの？

- ・ふん尿：花壇など軟らかい砂や土の上を好んでふんをします。  
また尿によるマーキングを行い、自分のなわばりを主張します。
- ・騒音：繁殖期や喧嘩の際に大声で鳴きます。
- ・引掻く：爪を鋭く保つためや、物に匂いをつけるために爪研ぎをします。

## 🐾 ふん尿被害への対策 🗡️

糞害に憤慨！  
どんな被害防止策がある？

猫は自分の臭いがあり、居心地の良いと感じる場所でふん尿をします。

- ・掃除でふん尿の臭いを除去しましょう。  
（土：重曹、アスファルト：洗剤が効果的）
- ・砂や土に穴を掘ってふん尿をすることを好むため、ネット等を設置し、穴を掘れないようにしましょう。
- ・いつもふんをする場所に、猫が嫌いな水を撒いておくのも効果的です。

## 猫を近づけないために

キライなものは何？

- ・忌避剤の活用（ハーブや酢等の嫌いな臭い）
- ・足場を悪くする（水を撒く、とげ状シート、粘着テープ）
- ・猫除けグッズ（センサー感知型超音波装置、ヘビのおもちゃ）

※効果は個体差があります

※忌避剤等についてより詳細をお求めの際は「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン（滋賀県HP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/sonota/102969.html>に掲載）」p24および「忌避剤リスト」、「障害物等リスト」（リストは草津市HP：<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kankyo/petdobutsu/seikatsu12020.html>）に掲載）を御参照ください。

## 野良猫を増やさないために

不幸な猫を減らすには？

猫にお困りの方、猫の世話をする方、思いはそれぞれあるかと思いますが、共通して「飼い主のいない猫（野良猫）を増やさない」ことが大切です。

- ・無責任な餌やりをせず、時間や場所を限定しましょう。
- ・不妊去勢手術を実施しましょう。
- ・地域猫をはじめとした適正管理について、地域で話し合しましょう。

## 地域猫活動について

地域でどんな取り組みをすれば良いの？

～地域猫活動とは??～

⇒地域が主体となって「餌の管理」「不妊去勢手術」「ふん尿の始末」等の自ら定めたルールに基づいて野良猫の適正管理を行うこと。滋賀県や草津市では、地域猫活動や多頭飼育崩壊に対する活動を行うボランティア団体等と協力しながら問題の解決支援に取り組んでいます。

～地域猫活動の実施に必要な手順（地域でのとりくみ）～

- ①地域で地域猫活動することへの合意形成
- ②合意後、野良猫の数の把握
- ③捕獲、不妊去勢手術の実施
- ④地域で野良猫を管理するためのルール作り（餌やりの時間や場所を決め、餌を放置しない。トイレを設置しふんは始末する）

※地域猫活動についてより詳細をお求めの際は「猫との共生を目指すまちづくり（地域猫活動）」

（滋賀県HP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/inunekosougou/soudan/330131.html>に掲載）を御参照ください。

## 地域猫活動の効果

活動を行うメリットは？

◎不妊去勢手術の効果

⇒出産による野良猫の増加や、繁殖期の鳴き声が抑えられます。  
縄張りを主張するための尿のにおいが薄くなります。

◎猫の管理の効果

⇒餌やりをルール化することで餌の散乱がなくなり、虫やカラス等が集まらなくなります。また、トイレの設置・管理によりふん尿被害が減ります。

**将来的に野良猫が減ることで、ご近所トラブルの解消につながります。**

## 猫にまつわるエトセトラ

猫の特性について知ろう！

- Q) 何年生きるの？ ⇒ A) 野良猫だと3～5年、飼い猫は15年以上生きる場合も。  
Q) 行動範囲は？ ⇒ A) 500m程度を縄張りとしします。  
Q) 何歳から繁殖するの？ ⇒ A) 生後半年から妊娠可能で1年に2～3回出産します。  
Q) 一回の妊娠で何匹出産するの？ ⇒ A) 4～8匹の子猫が生まれてきます。

### ～不幸な命を生み出さないために～

猫は一度に4～8頭とたくさん子どもを産みます。猫を飼う場所、人手、経済的な条件には限りがあり、世話をする人がいないという理由で、毎年何万匹もの猫が殺処分されています。この問題の解決のためには、繁殖制限が必要です。

#### ◎繁殖制限を行うメリット

- ・妊娠・出産による肉体的負担、交尾に伴う病気や生殖器の病気等のリスクが低減されます。
- ・攻撃性や活動性を高める性ホルモンの影響の低下により、縄張りやメスを争うケンカに伴うケガや交通事故のリスクが低減されます。

## 不妊・去勢すべき？

### 不妊・去勢すべき？

## 飼い主のいない猫対策にかかる補助・支援制度

#### ①県による手術費/餌代の補助

飼い主のいない猫によるふん尿、鳴き声、ごみ荒らしなどの被害を減少させ、生活環境の保全を図るため、「地域猫活動」に取り組む自治会やボランティアグループに対して**滋賀県からの補助**があります。

##### 【補助の概要】

- 補助対象 :自治会やボランティア団体が行う県内(大津市除く)の地域猫活動
- 補助額 :上限：8万円
- 補助対象経費 :捕獲費、不妊去勢手術費、エサ・トイレの管理にかかる費用、諸経費（啓発用品購入、チラシ作製等）など
- お問合せ先 :滋賀県動物保護管理センター（電話番号：0748-75-1911）

詳しくは「野良猫でお困りの方、不幸な猫に心を痛めておられる方へ」の「地域猫活動補助金について」の項目（滋賀県HP：<http://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/inunekosougou/soudan/330131.html>内に掲載）を御参照ください。

#### ②さくらねこ無料不妊手術チケット

公益財団法人どうぶつ基金は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」を実施しており、「TNR活動（地域住民の理解を得たうえで、飼い主のいない猫を保護（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施したうえで元の地域に戻し（Return）、餌の管理、ふん尿の処理、疾病予防対策等を行う活動）」を行う個人や団体等に、協力病院にて無料で不妊去勢手術を受けられるチケットの交付しています。

草津市では、どうぶつ基金から市に配布される「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」のチケットを利用することが可能です。

- チケット交付対象：市内で適切にTNR活動を行うことができる団体  
（チケットの交付については事前に団体登録の承認が必要です）

- 不妊去勢手術費用：無料（公益財団法人どうぶつ基金に登録された協力病院のみ）

詳しくは草津市生活安心課までお問い合わせください。より詳細をお求めの際は「さくらねこ無料不妊手術（どうぶつ基金HP：<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/campaign-latest/>に掲載）」を御参照下さい。

## 猫に関する市や県の役割について

- ◎動物愛護の推進に向けた方針や施策の決定（滋賀県）
- ◎飼育の適正化にかかる啓発、指導（滋賀県）
- ◎滋賀県による動物愛護の推進や飼育の適正化への協力および側面支援（草津市）
- ◎地域猫活動にかかる助言（滋賀県）
- ◎野良猫の保護に関すること（滋賀県）
- ◎飼い猫の引き取りに関すること（滋賀県）
- ◎不妊去勢手術費や餌代の補助に関すること（滋賀県、草津市）
- ◎不妊去勢手術のための捕獲機貸出に関すること（草津市）
- ◎その他猫に関することの相談先（草津市）

## 問い合わせ先一覧

相談項目	内容	問い合わせ先
地域猫活動について	地域で飼い主のいない猫問題に取り組みたいとお考えの場合はお問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県動物保護管理センター 0748-75-1911</li> <li>・滋賀県動物保護管理協会 0748-75-6522</li> </ul>
適正飼育等の啓発・指導について	猫の適正飼育や多頭飼育、飼い主がいない猫への無責任なえさやりなどについてお困りの場合はお問合せください。	
飼い猫の引き取りについて	やむをえない理由により飼い続けることが難しい場合はお問合せください。	
飼い猫がいなくなった場合について	猫が逃げ出した、迷い猫になった場合は保護されている可能性がありますのでお問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県動物保護管理センター 0748-75-1911</li> <li>・滋賀県動物保護管理協会 0748-75-6522</li> <li>・草津保健所 077-562-3549</li> </ul>
傷ついた猫を保護した場合について	親がいない子猫や傷ついた猫で放っておくと危険な猫を保護された場合はお問合せください。	
捕獲器の貸し出しについて	飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせたいとお考えの市民や団体等に対して、無償で捕獲器を貸し出しているのでお問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市役所生活安心課 077-561-2340</li> </ul>
さくらねこ無料不妊手術事業について	地域猫活動や多頭飼育崩壊に対する活動を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金が手術費用等を全額負担する支援制度がありますので詳しくはお問合せください。	
猫の忌避剤について	猫に立ち入ってほしくない場合にどのような方法があるのかを知りたい場合はお問合せください。	

草津市 生活安心課

令和6年5月

TEL 077-561-2340 FAX 077-561-2479  
〒525-8588 草津市草津3丁目13番30号